

## 《法人化 編》

### 8. 集落営農での法人化の必要性



なぜ、集落営農の法人化が必要なのですか？



22年3月現在、島根県内には118の集落営農型の農業法人（うち特定農業法人98）があり、地域農業の担い手として大きな役割を果たしています。



「集落で力を合わせ、地域農業を守りたい」、「加工や販売など経営を多角化したい」、「後継者となる優秀な人材を確保したい」など、これからの集落農業を維持発展させるには、「法人」という制度を活かし、力強い組織体制づくりと継続的な農業経営を実践することが必要となります。

また、19年度からの「品目横断的経営安定対策」の実施以降、ますます集落営農組織の法人化が必要となっています。

#### 【島根県における集落営農組織数】（平成22年3月現在、県農業経営課調べ）

	運営形態別組織数				農業法人	特定農業法人	特定農業団体
	計	共同利用型	作業受託型	協業経営型			
22年3月	580	213	194	173	118	98	79
18年3月	509	194	227	88	64	52	0

特定農業団体に準ずる組織12を含む

#### 【法人化・協業化のメリット】

農地の利用集積が可能となり、人的、機械的な作業効率が向上

- ・ほ場からほ場への連続作業により、作業時間が短縮
- ・米の個別仕分けが不要となり、乾燥・調製・保管等の作業効率が向上
- ・水系ごとの団地化された水管理が可能（転作、水稻の品種ごとの団地化）

経営の一本化、規模拡大で機械・施設の経費を大幅に削減

農地の利用計画が柔軟となり、収益性を追求した農地利用が可能

- ・団地化による転作作物の生産性向上

（例）大豆（飯南町・とんばら門、飯南町・大安伸）  
麦（斐川町・あかつきファーム今在家）

集落の様々な人材を活用した役割分担と経営の多角化が可能

- ・園芸品目を導入した経営の多角化

（例）いちご、ぶどう（斐川町・あかつきファーム今在家）  
センリョウ、なし、かき（大田市・いなぎ）

施設トマト（飯南町・ファーム木精）

- ・女性労働力と地域資源を活用した加工

（例）味噌ほか（松江市・みのりの里講武）  
パンほか（津和野町・つつみだファーム）  
みそ、梅加工品（雲南市・ファーム神代）

- ・高齢者労働力を活用した産直野菜の生産

- ・退職者などの活用で土日以外でも作業が可能

個々に後継者がいなくても集落・法人で農地の維持管理が可能

法人の構成員や従業員の中から意欲ある後継者を確保することが可能

（例）法人の従業員としてエターンを受け入れ（飯南町・ファーム木精）



## 9. 集落営農での法人化のメリット



集落営農組織（任意組合）を法人化するメリットは何ですか？



平成19年度から「品目横断的経営安定対策」が実施されましたが、この対策の対象者は認定農業者及び一定の要件を満たす集落営農組織とされました。

平成22年度からの戸別所得補償制度ではこれまでの担い手集中的な支援の流れが少し緩和されたのですが、集落営農組織はこれまでどおり担い手としての位置づけられ法人化はその手段として益々重要となります。



### 任意組合には限界があります

任意組合は個人経営の集合体であり、法的には農業者としての権利が与えられませんので、組織の責任は個人が負うこととなります。

そのため、任意組合では機械更新のための積み立てや農地を預かることができません。高齢化や後継者の不在により農業ができない人が増えており、継続的に機械を更新し、集落内の農地を守る受け皿としても、法人化（生産法人）が必要です。

#### 【任意組織と法人組織の相違点】

	任意組合	法人
事業内容	個人農家の共同事業 事業内容： 機械・施設の共同利用 農作業受託 協業経営(共同計算) 農地の賃貸借及び所有は不可	法人として事業を実施 事業内容： 農業(機械の共同利用、農作業受託、農業経営) 関連事業 農地の賃貸借及び所有が可能
剰余金の繰り越し	次年度への繰越(機械更新の積み立て)はできない 単年毎に個人へ配分	次年度への繰越が可能 機械更新等の積み立てが可能
税務申告	各農家で税務申告(所得税等)	法人で申告(法人税等) 構成員への賃金・配当金等は各農家で税務申告(所得税等)

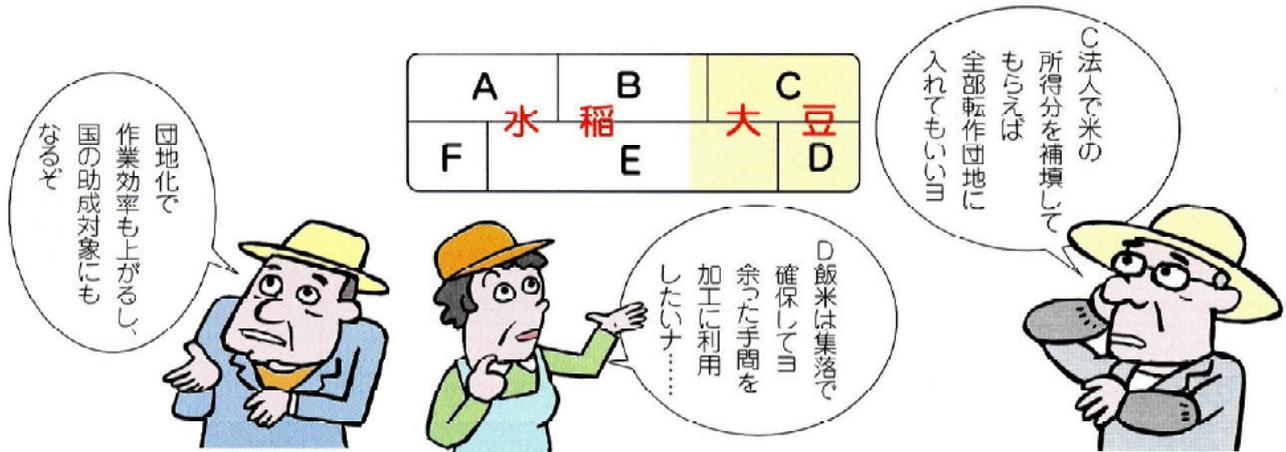
### 農地と労力の有効利用が可能となります

米価が下落する中で、農業所得を増やすには協業経営化・法人化によって、より一層のコスト低減を図るとともに転作の団地化等の集落内農地の有効利用、集落の余剰労力を活かした園芸や農産加工等を取り入れた経営の多角化が必要となります。

集落の農地や労力の有効利用は個人ではできませんが、法人化により農地と労働力を共同管理できる仕組みがあれば可能となります。

また、集落には専門的な技術や知識のある多様な人材(経理事務、販売営業、機械整備、

機械の運転など)があり、こうした人材を法人経営に活用することにより有利な経営が展開できます。



(参考)法人と任意組織の税務上の取り扱いの違い

		農業法人	任意組織	
			人格のない社団	任意組合
課税の基本		団体(法人)課税	団体(法人)課税	構成員課税(事業所得の赤字は損益通算)
組織の利益への課税	課税される税金	法人税課税	収益事業のみ法人課税(農業は非収益事業のため非課税、作業受託は請負業で課税)	所得税課税(構成員が個人の場合)
	経理の特徴		非収益事業の区分経理が必要	損益分配計算が必要
	内部留保の特徴	認定農業者・特定農業法人の農業経営基盤強化準備金	非収益事業は非課税	特になし(内部留保できない)
消費税課税	課税の原則	基準期間(前々年事業年度)の課税売上高が1千万円超なら課税事業者	同左	組合員全体の課税売上高にかかわらず構成員課税。免税の組合員については消費税負担なし。
	仕入税額控除の制限	全額控除	交付金等の補助金相当額の仕入税額控除は不可(注)	構成員段階で仕入税額控除(免税の場合は控除不可)
分配への課税	構成員の出役賃金への課税	給与所得(最低年65万円の給与所得控除)	同左	原則として事業(農業)所得
	収益分配への課税	現金等の分配に対して配当所得課税 従事分量配当制は、組合員の農業所得へ課税	現金等の分配に対して雑所得課税	現金等の分配に関係なく按分所得に農業所得課税
	精算分配への課税	現金等の分配に対して配当所得課税	現金等の分配に対して一時所得(年50万円の特別控除)	現金等の分配に関係なく譲渡所得(年50万円の特別控除)等

(注)消費税法第60条(国、地方公共団体等に対する特例)に基づく特定収入に係る仕入税額控除の制限による。

# 10 . 法人化の一般的なメリット・デメリット



法人化には、どのようなメリット、デメリットがあるのでしょうか？



法人化には、下の表にあるようなメリットがあるといわれています。ただし、法人化するに当たっては、なぜ法人化するのか、その意義や目的を明確にすることが大



切です。補助金や融資制度、税制上の優遇措置など目先の利益にとらわれるのではなく、将来的なビジョンや経営内容を見据えて、自らの経営努力を積み重ねていく中に、法人化による様々なメリットが追い風となって現れてくると考えてください。

法人化によって「何かが変わる」のではなく、「何を変える」のかに意識を置くことが重要なポイントです。

## 【制度上のメリット・デメリット】

	メリット	デメリット
社会補償制度	社会保険（医療・年金保険） 労働保険（労災・雇用保険）の適用により、従事者の福利が増進される 就業規則の制定が義務づけられ（雇用10人以上） 就業条件が整備される	社会保険制度を導入すれば、各保険等の掛金を支払わなければならない 掛金の最大目安は支払給与の100分の35 就業条件を活かすには、計画的な労務管理等が必要
税制	法人税制の適用 ・ 定率課税（所得税は累進課税） ・ 欠損金の7年間繰越控除（個人は3年間） ・ 損金算入の範囲が広い 役員報酬、退職金支給、交際費等 税制特例 ・ 農事組合法人で農業生産法人の場合、事業税（地方税）は非課税 ・ 確定給与を支払わない農事組合法人の場合 従事分量配当、利用分量配当は損金算入 ・ 認定農業者、特定農業法人は農業経営基盤強化準備金の積立可能	県民税、市町村民税の納税義務が生じる 均等割は赤字でも負担 ・ 県民税（均等割）2万円 ・ 市町村民税（均等割）4～6万円 ・ 所得に対して法人税割の課税 県民税 5% 市町村民税 14.7%
制度資金	貸付枠の拡大 ・ 農林金融公庫資金 ・ 農業近代化資金	
農地の取得	農地の権利取得が可能 ・ 経営委譲の受け皿となりえる	

## 【経営・運営上のメリット・デメリット】

	メリット	デメリット
経営管理	複式簿記記帳により経営内容を把握することができ経営管理の徹底が図られる	複式簿記の作成が義務づけられ、会計処理、法人税申告書作成等に労力と費用を要する
対外信用力	対外信用力の向上 ・ 金融機関、取引先 ・ 地域内	法的な諸制度に縛られることになる
人材の確保	新規就農者の受け皿 経営継承の円滑化 幅広い人材確保 経営発展の可能性増大	人事や労務が煩雑さと人間関係のトラブルが懸念される